

ストップ! 滞納



滞納整理強化期間実施中 ～公平な税負担を確保するために～

本市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納め忘れの場合でも納期限内に納付しないで滞納すると、法律に基づき、差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

滞納者の財産を差し押えなければならない。

※国税徴収法第47条抜粋

平成23年度 差押えの実績

(平成23年10月31日現在)

差押え対象	件数
不動産(土地、家屋)	6件
債権 (給与、預貯金、生命保険、還付金など)	30件

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口の開設

- 休日：毎週日曜日の午前中
(午前8時30分～正午)
- 夜間：毎週火曜日の夜間 ※祝日を除く
(午後5時15分～7時)
- 場所：行田市役所税務課収納担当
(12番窓口)

▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)

滞納処分までの流れ

- ◎督促状・催告書の発送
納期限までに納付がない場合に発送します。
- ◎財産調査
督促や催告をしても納付がない場合は、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産の調査を実施します。
- ◎差押え
財産調査で判明した財産を差し押えます。
- ◎取り立て・公売
差し押えた財産を強制的に取り立てや公売をし、金銭に換えて滞納している税に充当します。

市税はコンビニでも納付できます

市税はコンビニエンスストアでも納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができません場合がありますので、ご注意ください。

緊急雇用対策

(緊急雇用創出基金事業)により
臨時職員を募集します

▼雇用期間 平成24年1月12日(木)～3月31日(土)

▼勤務時間 午前8時30分～午後5時、週5日勤務(月～金曜日)

▼業務内容 市・県民税(住民税)課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)

▼応募要件 民間会社(営利法人)の業績不振で任期満了前に解雇された、または任期満了により雇い止めとなったなどで、現在求職活動をしている方

▼募集人数 5人

▼賃金 時給830円

▼その他 社会保険および雇用保険に加入します。

▼応募方法 履歴書(市販のもの、写真貼付)と離職証明書(発行されている場合)を12月21日(水)までに税務課市民税担当に持参してください。

▼選考方法 面接のうえ選考します。

▼面接日 12月27日(火)

▼問い合わせ
同課市民税
担当(内線
236・237)

